

令和3年 第3回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 令和3年3月16日(火)

会 場 南会津役場本庁

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年3月16日(火) 午後1時30分
- 2 開催場所 南会津役場本庁 3階正庁
- 3 出席した委員

農業委員 11 名

1番	馬場 崇裕	2番	星 利信	3番	湯田 義三
4番	湯田 重行	5番	平野 恒二	6番	塩生 隆晴
7番	渡部 一男	8番	芳賀 美紀	9番	山内 敬
10番	室井 文一	11番	五十嵐伸人		

出席した農地利用最適化推進委員 13 名

田島第1	渡部 昭雄	田島第2	星 又エ門	田島第3	星 仁
		田島第5	湯田 孝義		
		田島第8	平野 信行	田島第9	渡部 徳男
田島第10	渡部 和幸	田島第11	猪俣 忠久	舘岩第1	齋藤 融
舘岩第2	大山 憲三	舘岩第3	芳賀 敏		
		南郷第2	五十嵐久長	南郷第3	目黒久一郎

- 4 欠席した委員

農業委員 0名

--	--	--	--	--	--

推進委員 4 名

田島第4	湯田 慎也	田島第7	浅沼 誠治	伊南第1	森 哲男
南郷第1	五十嵐 和				

- 5 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	局長補佐兼係長	八木沢 誠二	主 査	馬場 隆一
------	-------	---------	--------	-----	-------

- 6 議 事

- 日程第1 欠席委員の報告について
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第1号 会務報告について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第5条規定による許可申請について
- 日程第6 議案第3号 農地利用集積計画決定について
- 日程第7 議案第4号 耕作放棄地の非農地判断について
- 日程第8 議案第5号 地籍調査に伴う地目変更について

7 会議の概要

事務局が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会
会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議 長

それでは、只今から議事に入ります。

日程第1「欠席委員の報告について」であります。欠席の届け出があつた委員はおりません。本日の出席委員は11名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しております。

また、会議規則第10条の規定により農地利用最適化推進委員に出席を求めたところ、13名に出席していただいております。

議 長

続きまして、日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則第20条第2項の規定により、6番塩生隆晴委員、7番渡部一男委員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いいたします。

議 長

続きまして、日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。事務局から報告をお願いします。

事務局

(事務局長が議案書にそって報告)

議 長

只今事務局から会務報告の説明がありましたが、皆さんから何か質問等がありましたらお願いします。

(「ありません。」の声あり)

議 長

質問がないようですので、会務報告を終わります。

議 長

続きまして、日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事件番号1から8について。地区担当調査員の南郷第2区、五十嵐久長推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

南郷2

(五十嵐久長) 推進委員の五十嵐です。3月5日に電話で調査いたしました。譲渡人、●●●●さん、67歳、***字***番地。●●●●さんは、前▼▼▼をやっていた◎◎◎◎さんの奥さんです。譲受人、○○○○さん、40歳、農業、***字***番地。○○○○さんは、▼▼▼の代表取締役で、トマト1町歩と水稻を大規模に経営されております。許可を受けようとする土地が、田が3筆で□□□□㎡、畑が5筆、□□□□㎡、合計で□□□□㎡です。申請事由ですけど、この土地は、***の❖❖❖❖さんという人の所有していた共有地で、●●●●さんと❖❖❖❖さんはいとこ同士で、現在❖❖❖❖さんは亡くなって、❖❖❖❖さんの遺言で●●●●さんが譲り受けました。譲り受けましたが、耕作管理が場所も遠くできないため、無償で○○○○さんへ譲り渡すことになりました。現在、田の方は***の方が耕作管理されておりますが、

譲り受けた後は、〇〇〇〇さんが耕作するそうです。共有地で田と畑で他に山林があるかと聞いたところ、●●●●さんも〇〇〇〇さんも「よく、わからない」という回答でした。この前の会議の案件で、恒二さんからの質問で、「他に山林とかないのか」みたいな質問だったと思いますけど、◆◆◆◆さんは山林もあって、その山林も◆◆◆◆さんが無償で譲り受けるということでした。特に問題がないと思われるので、ご審議のほうよろしく願いいたします。

議 長

はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1から8について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1から8については、原案のとおり決定いたしました。
以上で議案第1号の審議を終了いたします。

議 長

続きまして、日程第5「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事件番号1について、地区担当調査員の田島第4区、湯田慎也推進委員が欠席ですので事務局から説明願いたします。

事務局

事務局の八木沢です。委員の方から報告書をお預かりしていますので報告させていただきます。譲受人、譲渡人の申請地等につきましては、議案書5ページ、事件番号1番に記載されておりますので、そちらをご参照下さい。調査は3月7日の日に調査をしたとのございました。調査をした内容は、農地法第5条の許可要件ということでございます。申請理由ですけれども、この農地は、令和2年、去年行った***の***、***の非農地判断に伴います農地の調査の際に50年以上前から農地以外の目的で使用されてたものでございます。無断転用ということでしたので、農地の現在の使用者、所有者に対し転用の許可を取得するように伺いましたところ、転用の追加認定ということで許可申請が出されたということでございます。申請地の現況でございますけれども、事務所、それと車両、重機の保管用用地として利用されている状態でございます。資料1の最後のページのところに非農地判断時の写真を添付しておきましたのでご覧いただければと思います。最後のページの下ところが非農地判断時に撮った写真でございます。写真2つございますけれども、北から南に向かって写真を撮ったような状態でございます。一番手前のほうにプレハブの事務所がありまして、その奥のほうに車や

▼▼▼用の重機が止まっているような状態でございます。次に、転用の各基準、こちらの調査結果を報告させていただきます。まず、立地基準でございますけれども、農地の区分なんです、申請地は隣接する道路、こちらに上下水道管が入っておりまして、おおむね 500m以内に◎◎◎学校、それと◎◎◎保育所がございまして、公共施設便益区域内農地に該当します。公共施設便益区域内農地は、第3種農地になりますので、原則転用可能なところとなります。次に、一般基準の状況でありますけれども、1つ目、転用に必要な資力があるかどうかですけれども、転用の追認の場合におきましては、転用の目的というのは完了といいますか、もう終わっている状態でございますので、特に資力に関する資料は出さなくていいということになっておりました。ただ、そちらの方で賃借権を設定するということでございましたので、賃借料の△△△△円が記載されておりましたので、委員が直接通帳を確認させていただいたそうです。桁違いの数字が通帳の方には記載されていたということで、全く問題はないとのことでした。2点目、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかということですが、こちらは権利の設定ございませんでしたので問題はございません。許可後、遅滞なく申請にかかる用途に供すること可能かということですが、こちら追認ということですので、現に、そういった状態になってございますので、既に転用の許可が出ているような状態です。4点目、他の法令の許認可の見込みはあるかということですが、こちらにも特に問題ございません。転用面積の妥当性でありますけれども□□□□㎡と、こちらの面積なんです、▼▼▼用機械置き場としては広い用地ではないとのことでございます。現地行きますと重機が密集して並んでるような状態です。

最後ですが、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないかということでございますけれども、こちらは、雨水につきましては、地下浸透で処理をしている状態でございます。非農地判断したこともありまして、周囲には農地がないということがありまして、問題は生じないとのことでした。これまでも特に問題を生じたことはないとのこと調査結果をいただいております。以上の点から、問題はありませんでしたので証明許可が相当であるという報告でありますので、審議をお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

5 番

(平野恒二) これ、50年以上前からということなんです、課税状況について、ご説明をお願いします。

事務局

(事務局長) はい、前回の議案も同じような質問がございましたので、税務課の方で確認させていただいたんですけども、現況、地目が畑で、雑種地で課税すると話を伺っております。以上です。

議 長

よろしいですか。

5 番	(平野恒二) 以前のこういう案件、課税状況まで説明されていたんですね事務局で。それが、あつたりなかったりするからこの前もちょっと聞いたんです。それと***地区こういうの案件多いようなんで、課税の状況からみるとどうですか?という指導もあると思うんですよ。その辺の活用も考慮されてんですか。
事務局	(事務局長) 農業委員会と税務課の活動が違うもんですから、判った段階で、税務課の方にも情報交換しながら適正な課税というのは当然必要だと思いますので、その辺は密にやっていきたいと思います。
5 番	(平野恒二) 課税状況、今電算化されてて、すぐ一覧で見れることもできと思うんですが、かなりの件数あるんじゃないんですか。
	(事務局 確認中)
5 番	(平野恒二) 次回までに現況課税されている農地、田の地目で課税されている状況についてご報告いただきたい。次回までに結構です。次回に何件、面積的にはどの程度でけっこうです。
事務局	(事務局長) ちょっと検討させていただきます。
議 長	他にございませんか。よろしいですか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に事件番号2を議題といたします。地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委員から調査結果の説明報告をお願いします。
田島 1	(渡部昭雄) はい、3月12日に譲受人、●●●●さんに電話で聞き取りいたしました。譲渡人は、***で▼▼▼を営業しております、○○○さん、70歳。地目が畑、□□□□㎡、申請の理由としては、今までも結構あったんですが、子どもさんが大きくなって家が手狭になったということで、家を持ちたいということになったんですが、最初は、中古物件を探していたんですが、なかなか条件に合うような物件がなく、「それでは、新しい家を建てましょう」ということで土地を探していたんです。それで、○○○○さんが所有している土地なんですが、たまたまそこが空いてまして、周りには農地がございません。家を建てても農業には影

響ございません。それから、上下水道、電気も完備しておりますので、いつでも接続できるような状態でございます。場所は、畑の近くに▼▼▼されてる❖❖❖❖さんの家があるんですが、その方の奥さんが畑を耕作しておりまして、玉ねぎとかニンニクとか植えていたんですが「しょうがない」ということでしぶしぶ諦め、了解を得たそうです。値段はここに書いてあるとおりでございます。場所は、資料2の2ページ、3ページに場所を書いてあります。詳しくは3ページに書いてあります。近くに◎◎◎とか◎◎◎とかありまして、私も直接現地に行って確認してきましたんですが、非常に静かなところでいいところじゃないかと、私も確信をしてまいりました。特に農業には影響はないとのことで私は適当だと思います。以上でございます。

議 長

はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。
以上で議案第2号の審議を終了いたします。

議 長

続きまして、日程第6「議案第3号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をしてください。

事務局

事務局の馬場です。私のほうから議案第3号農地利用集積計画決定についてご説明いたします。議案書の7ページ、利用権設定内訳3月分をご覧ください。筆数、面積を再設定、新規の順で申し上げます。再設定ですが、田が7筆の□□□□㎡、畑が6筆の□□□□㎡となっております。新規は、田が16筆の□□□□㎡、畑が2筆の□□□□㎡となっております。再設定と新規合わせて、田が23筆の□□□□㎡、畑が8筆の□□□□㎡となりまして、合計が31筆の□□□□㎡となっております。次の8ページから利用権設定の一覧となっております。今回は、使用貸借権の設定がなくすべて賃借権の設定となっております。また、農地中間管理事業の設定も今月はないということでございます。それから、番号の6番、7番につきましては、現在行われております***地区のほ場整備事業の一時利用地の利用権設定となっておりますので、従前地の所在地番も併せて載せてあります。以上、簡単でございますが説明終わります。

議 長 はい、説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 （「ありません。」の声あり）
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 （「異議なし」の声あり）
異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。
以上で議案第3号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第7「議案第4号 耕作放棄地の非農地判断について」を議題とします。事務局から議案の説明をしてください。

事務局 （館岩総合支所 振興課農林建設係 室井庄一郎主査より説明）
私、館岩支所の室井と申します。議案第4号耕作放棄地の非農地判断について説明させていただきます。議案書としては、11ページから13ページに内訳を載せておりまして、資料としては資料3になります。それで、今回非農地の現地調査を実施したのは、***地区と***地区という所になります。調査をいたしましたのは、11ページのほうに担当委員に載っております芳賀美紀委員と齋藤融さん、大山憲三さん、芳賀敏さんの4人と館岩支所の私、室井と本庁より八木沢さんに出席していただきました。これについては、非農地判断の取扱要領で、現地調査は委員2名以上と事務局1名以上で実施するという決まりですので、今回の現地調査は有効なものとなっております。

現地調査の概要でございますが、筆ごとについては、この一覧表に載せてございます。対象農地のB分類の判断ということですが、番号4番から17番については、昨年2020年、それ以外のところについては、2019年とその前に判定されているということでございます。非農地判断の現地調査をした筆数でございますが、全部で表の下のほうに書いてありますとおり、53筆、□□□□㎡となります。この中には、現地の判断としては山林と原野のみでございます。山林として判断されたものは、3筆、番号1から3になります。それ以外、4から53については、原野として現況を判断させていただきました。場所なんです、資料3のページ1のほうを見ていただくと航空写真のほうになってしまうんですが、***の***地域の中で、***を渡りまして、すぐ左手の方、国道と山林に挟まれた場所、これが3から17の場所になります。1と2については、ちょっと説明がしにくいんですが、だいたい真ん中辺のほうに田んぼがありまして、その中にちょっと緑になってるところがあるんです。真ん中辺。そこの2か所でございます。これについては、その山林という形で判断させていただきました。次に***地区ですが、6ページの方で、航空写真になりますが、赤丸に囲まれた地域となります。これもまた集落から町道がありまして、この上のほうにあるのが林道なんです

が、山と集落に挟まれた地域ということで、畑がここの主な地目だったのですが、この中にいろんな状況がありまして、今回確認したものとしては、原野という判断をさせていただきます。5ページのほうにその現地調査時の写真の代表的なところを載せてあります。***の***という所がススキでずっと耕作してなくて原野という形、***の***については、耕作放棄がちょっと長かったものですから木が生い茂っておりまして、農地としては復旧できないような形になっております。それが***です。10ページのほうが、その***地域の調査時の写真でございます。木が何本か生えている状態ですが、まだ山林という形にはなっていないので原野という形で上げさせていただきました。その判断した場所については、資料の4ページのほうに赤い色がついているところが、今回上げさせていただいた***の分で、9ページの方の赤い色が塗ってあるのが***のほうで、原野として上げさせていただいたものでございます。説明については以上なのでよろしくご審議いただきたいと思います。

議 長

はい、ありがとうございました。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました
以上で議案第4号の審議を終了いたします。

議 長

続きまして、日程第8「議案第5号 地籍調査に伴う地目変更について」を議題といたします
本案については、地籍調査事業による農地等の地目変更に対する意見決定について、南会津町長より照会があったので、意見を決定するものです。事務局より内容の説明をしてください。

事務局

事務局の八木沢です。議案第5号、地籍調査に伴う地目変更について説明させていただきます。議案書の14ページから21ページということになります。現在、皆様もご存じのとおり、町では国土調査法に基づきます地積調査を実施しているところであります。今般、***地区の第1区が完了したということで、町の農林課国土調査係のほうから農業委員会へ照会があり提案をしたということです。国土調査法に基づきます地籍調査、これにおける地目の調査ということなんですが、原則的には土地の形状及び主たる目的によりまして、地目を設定するということにされています。登記簿上の地目が、農地から農地以外へあるいは、農地

以外から農地へ土地の形状が変更されている時は、国土調査法に基づく地目の認定があるんですが、農業委員会の確認を得てから国へ提出するという事になっております。地目の設定につきましては、今ほど申し上げたとおり、地籍調査のほうに権限が与えられております。ただ、国の方針として農地の地目にかかる変更は、農業委員会の確認を得となっておりますので、農業委員会に照会がかかったということになります。15 ページの総括表をご覧くださいまして、照会がありました農地等なんですが、こちらは全てで 42 筆ございます。地目が変更となる登記面積合計ですが、□□□□㎡、約□□ha となっております。今回の地籍調査におきまして、地目変更に関する農地の地目は全て畑となっております。畑から農地以外の地目になるものが 41 筆ございまして、面積の合計で□□□□㎡、このうち公衆道路、こちらに変更になる 2 筆につきましては、農地の一部を分筆して登記となるものでございます。逆に農地の方に編入されるものもございまして、宅地から畑になるものが 1 筆、□□□□㎡となっております。畑のうち 6 筆、総括表でいきますと、一番下のところに記載しておきましたが、現況確認不能等となっております。これは、現況が国道、町道、林道、河川となっております、法令によりまして、現地確認不要と定められてございます。表の地籍調査後の地籍の合計でございすけども、こちらは単純に合計しますと□□□□㎡となりまして、畑から農地へ変更となる面積□□□□㎡、その間には、□□□□㎡の差がございすけど、これは先ほどちょっと説明したとおり、公衆道路なるところの分筆元である畑の面積の合計が□□□□㎡あるということで、その差が生じてくるということでございます。議案書で申し上げますと、20 ページ目開いていただきまして、上から 2 つ目と、下から 2 つ目のところに書いてある公衆道路になります。分筆して公衆道路にするというような中身になっております。以上で概略の説明を終わらせていただきます。この議案につきましては、先ほどご説明したとおり、農地から他の地目に変更する場合は、事前に農業委員会の意見を聞いておかねばいけないということで、今回農業委員会に対して意見を求められているということでございます。従いまして、農業委員会の確認意見ということですので地籍調査の内容の可否について承認するということではなくて、協議いただきまして、委員の皆様の見解として回答書に、「こういう意見がありました」と回答するものであります。前回、恒二委員の方から雑種地について質問あったんですけど、国土調査係のほうから今回の雑種地につきましては、全て駐車場ですと話がありました。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。皆さん方の意見を求めます。発言のある方は挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結します。
お諮りいたします。本案を原案のとおり、地目変更に異議なしということで決定することにご異議ございませんか。

議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。 以上で議案第5号の審議を終了いたします。 総会に付議されました議事案件は全て終了いたしました。
議 長	次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明してください。
事務局	(事務局長 業務日程について説明) 皆さんのほうから何かありましたら。お願いします。
田島 2	(星又エ門) ちょっと質問するの忘れたんですが、第1号議案でやった共有地の移転問題が出たんですが、私の共有地なんかは、自分の集落以外の人は権利が関係しますので認めないんですけども、その辺の62分の1の持ち分なんでその辺の集落の方の所有者の同意というのはどうなってるんですか。教えてください。
議 長	五十嵐さんに教えてもらって。久長君。他の地権者が同意したとか、意見があったとか、そういう質問あったんだけど、持分62分の1なんだから、62人分の同意とかなんかそういうのあったと思うんだけど。
南郷 2	(五十嵐久長) はい、それはちょっと確認しなかったです。
事務局	わかりません。
田島 2	(星又エ門) 特に財産を処分する時に大変だから、私のほうの集落は、今いる人から権利を他の町村に出た場合は権利を放棄してもらおう。そうしないと後で相続関係するんで、その辺の問題関係はなかったんですか。
議 長	そのまま譲渡してもらって登記かけちゃうんだけど、問題はないと思うんだけど。
田島 2	(星又エ門) 聞いてなかったらいいです。
議 長	その辺ももう一度確認してみてください。○○○○君でも●●●●さんにでも。他にございませんか。
議 長	ないようなので、その他に入ります。何か。
田島 5	(湯田孝義委員、米余りについての意見。(米が食べられない今の学生を例に挙げる) 米を動かすようにしてほしい等 多数意見交換あり)
議 長	皆さんのほうから何か。

議 長

ないようなので、職務代理者から閉会の言葉をお願いします。

職務代理

これを持ちまして令和3年の第3回南会津町農業委員会総会を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後 2 時 20 分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

6 番

7 番